

(次期)北九州市障害者支援計画【素案】〔意見に基づく修正箇所〕

1 総論 第1章 計画の基本的な考え方 (計画(素案・最終案)P6)

【意見の概要】

(市民意見 No. 4)

平成30年6月、議員立法による、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、その後、厚生労働省・文化庁の両主管により、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されている。

障害者文化芸術活動推進法についても、国の動きのひとつとして丁寧に書き込むべきだと思う。

【意見反映結果】

計画(素案)	計画(素案)の修正
(新規)	1 計画策定の趣旨 (2) 国の動き <u>平成30年(2018年)6月</u> ●「 <u>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律</u> 」の制定 <u>(平成30年(2018年)6月施行)</u>

2 北九州市障害者計画 第3章 計画の概要

(計画(素案・最終案) P48)

【意見の概要】

(市民意見 No. 5)

厚生労働省と文化庁は、法に基づき、連携・協働して、障害者の文化芸術支援に取り組んでいることから、48ページ下から9行目の「高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等」に、「文化芸術施策」を書き加えていただきたい。

また、下から2行目についても「障害者団体、障害福祉関係団体、地域福祉団体をはじめ各種団体の協力」と、もう少し幅広く理解してもらえるよう、他分野の団体が含まれるような表現にしてはどうか。

【意見反映結果】

計画(素案)	計画(素案)の修正
3 横断的視点 (5) 計画的かつ実効性のある取組みの推進 (略) 高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害福祉施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。	3 横断的視点 (5) 計画的かつ実効性のある取組みの推進 (略) 高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策、 <u>文化芸術施策</u> 等、障害福祉施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。
(略) 市における様々な活動の実施に当たっては、障害者団体、障害福祉関係団体、地域福祉団体等の協力を得るように努めます。	(略) 市における様々な活動の実施に当たっては、障害者団体、障害福祉関係団体、地域福祉団体 <u>やその他関連団体</u> 等の協力を得るように努めます。

3 北九州市障害者計画 第4章 具体的な取組み

(計画(素案・最終案) P 64)

【意見の概要】

(市民意見 No. 10)

他都市では、すでに、講演、セミナー等における UD トーク、UD キャストなどのコミュニケーション支援アプリの活用が増え、劇場等でもイヤホンによる音声ガイド、ポータブル字幕機貸出、上演台本貸出など、障害者に対する舞台公演鑑賞支援が行われている。また、障害者に係る文化芸術領域では、さまざまな研究、試行、ワークショップなども活発に行われている。

昨年、本市で、聴覚障害支援(ステージ上に字幕を投影する、舞台上で俳優が手話をする、など)や視覚障害支援(開演前にステージに上がらせてセットに触ってもらう、セリフ以外の周辺状況をナレーターが口頭で説明する、など)を講じた舞台公演が、民間主催で行われた。

これらの、舞台鑑賞における障害者支援は、障害者文化芸術活動推進法第9条に則するだけでなく、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨にも合致する。

しかしながら、本計画においては、64ページの記述を見ても、「手話通訳者・要約筆記者の派遣、ヒアリンググループ」だけしか書かれていない。もう少し、これから先進的な取組みを進めていくような前向きな記述をしてほしい。

【意見反映結果】

計画(素案)	計画(素案)の修正
分野2 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実) (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等 2-(1)-6 聴覚障害のある人のための支援推進 市が主催する講演会や講座において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴器の聴こえをよくするヒアリンググループ(磁気誘導ループ)の使用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。	分野2 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実) (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等 2-(1)-6 聴覚障害のある人のための支援推進 市が主催する講演会や講座において、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、補聴器の聴こえをよくするヒアリンググループ(磁気誘導ループ)の使用、 <u>また、障害者支援アプリなどの ICT の活用</u> を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。

4 北九州市障害者計画 第4章 具体的な取組み

(計画(素案・最終案) P 75, 76)

【意見の概要】

(市民意見 No. 14)

障害者の防災訓練に関する施策がない。防災訓練が実施されても障害に配慮されていないことがあるので、障害に配慮した防災訓練が実施されるための施策を記載してほしい。

【意見反映結果】

計画(素案)	計画(素案)の修正
<p>分野4 安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護) (1) 防災対策の推進</p> <p>4-(1)-3 地域ぐるみの防災ネットワークの構築 (略)加えて、地域住民による避難支援等の取組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における防災の取組みを支援します。</p>	<p>分野4 安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護) (1) 防災対策の推進</p> <p>4-(1)-3 地域ぐるみの防災ネットワークの構築 (略)加えて、地域住民による避難支援等の取組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言や防災訓練等を行うなど、地域における防災の取組みを支援します。</p>
<p>4-(1)-7 要配慮者利用施設における避難確保 水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。</p>	<p>4-(1)-7 要配慮者利用施設における災害対策 障害のある人が利用する施設(要配慮者利用施設)において、火災、風水害、地震等の災害の種類ごとの計画の作成や災害時を想定した訓練の定期的な実施等を通じて、利用者の安全を守るための取組みを推進します。 特に、水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。</p>

5 北九州市障害者計画 第4章 具体的な取組み

(計画(素案・最終案) P101、112)

【意見の概要】

(市民意見 No. 30)

障害者文化芸術活動推進法には鑑賞機会の拡大、創造機会の拡大、発表機会の確保及び「社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造」が規定されている。しかしながら、本計画においては、「触れ親しむ」、「一流の芸術文化活動団体等による実演芸術の鑑賞・体験等の機会を提供」のみが書かれており、目標も、「生きがいや生活の質の向上」のみである。

文化芸術活動は、個人の創造性の醸成や人づくり、就業にもつながります。鑑賞・体験だけでなく、創造活動も重要である。先に挙げたとおり、社会福祉施設も法に明記されています。また、情報発信は、社会福祉施設・団体に対しても必要である。健常者との協働・交流も欠かせません。記述内容があまりにも一部だけである。もう少し、「障害者文化芸術活動推進法」の趣旨、法文を踏まえた言及をしてほしい。

併せて、分野7の学校教育の箇所で障害児童・生徒の文化芸術に触れられていませんので、そうであるならば、こちらの項のところで、「学校教育」においても、障害者文化芸術活動推進法の規定に則し、積極的な施策を行う旨を書き込んでいただきたい。

【意見反映結果】

計画(素案)	計画(素案)の修正
分野7 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進) (2) 教育環境の整備 (新規)	分野7 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進) (2) 教育環境の整備 7-(2)-12 文化芸術に接する機会の確保 <u>『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、障害のある子どもたちの個性と能力の発揮及び社会参加を促進するために、各学校の教育活動全体を通じて、音楽や美術、工芸などの文化的、創作的な活動を積極的に行うとともに、文化芸術に親しむ機会を創出することにより、子どもたちの感受性や表現力、コミュニケーション能力の育成につなげていきます。</u>

分野9 芸術文化活動・スポーツ等の振興
(1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

障害のある人が地域社会へ一歩踏み出し、社会の一員として自立するために、文化活動レクリエーションをさらに振興できる環境の整備を進めます。

分野9 文化芸術活動・スポーツ等の振興
(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、障害のある人が地域社会へ一歩踏み出し、社会の一員として自立するために、文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動をさらに振興できる環境の整備を進めます。

6 北九州市障害者計画 第4章 具体的な取組み

(計画(素案・最終案) P49、50、52、110、111、112)

【意見の概要】

(市民意見 No. 3)

本計画では、「文化芸術」「芸術文化」「芸術・文化」などの語が混在している。

国は、「文化芸術基本法」、「障害者文化芸術推進法」のとおり、「文化芸術」の語に統一しているので、本計画においても、芸術を含む幅広い「文化」という文脈であれば、「文化芸術」の語に揃えた方がよいと考える。

【意見反映結果】

計画(素案)	計画(素案)の修正
<p>分野9 芸術文化活動・スポーツ等の振興 (1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備</p> <p>9-(1)-1 芸術文化活動を行う環境づくり 障害のある人が、芸術文化活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じた芸術文化活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、芸術文化活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。 特に、障害のある人の芸術文化活動に対する支援や、障害のある人の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。</p>	<p>分野9 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備</p> <p>9-(1)-1 文化芸術活動を行う環境づくり 障害のある人が、文化芸術活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。 特に、障害のある人の文化芸術活動に対する支援や、障害のある人の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。</p>

※上記以外のP49、50、52、110、111、112のなかにある「芸術文化」や「芸術・文化」は「文化芸術」に、「芸術文化活動」は「文化芸術活動」に、「芸術文化活動団体」は「文化芸術活動団体」に修正します。

7 北九州市障害者計画 第4章 具体的な取組み

(計画(素案・最終案) P 1 1 3)

【意見の概要】

(市民意見 No. 9 再掲 No. 2 8)

内閣府の第5次障害者基本計画に合わせ、「市立博物館、市立美術館等における展示等において、字幕、音声による解説、手話による案内、触察資料の提供等、障害者のニーズを踏まえつつ、ICT等を活用しながら、アクセシビリティの向上を図る。」という施策を、本計画の分野2「情報アクセシビリティの向上」あるいは分野9「芸術文化活動・スポーツ等の振興」に記載してほしい。

【意見反映結果】

計画(素案)	計画(素案)の修正
分野9 芸術文化活動・スポーツ等の振興 (1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (新規)	分野9 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 <u>9-(1)-6 自然史・歴史博物館や美術館等の展示等に触れ親しむ取組み</u> <u>市立自然史・歴史博物館、市立美術館等における展示等において、字幕、音声による解説、手話による案内、触察資料の提供等、障害のある人のニーズを踏まえつつ、ICT等を活用しながら、情報アクセシビリティの更なる向上を図ります。</u>

8 北九州市障害者計画 第4章 具体的な取組み

(計画(素案・最終案) P 1 1 4)

【意見の概要】

(市民意見 No. 3 3)

9-(3)-2で突然、障害者文化芸術活動推進法が出てきているが、スポーツも障害者文化芸術支援法に「則って」となっていることや、この法律が子ども対象の法律であるような記述になっていることは、明白な誤りである。

【意見反映結果】

計画(素案)	計画(素案)の修正
<p>分野9 芸術文化活動・スポーツ等の振興 (3) 多様な生涯学習の充実</p> <p>9-(3)-2 障害のある子どもの<u>芸術文化</u>、スポーツに接する機会の確保 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え、障害のある子どもたちに『<u>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律</u>』の趣旨に則り、<u>芸術文化</u>、スポーツに取り組む機会を創出することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができます。 (略)</p>	<p>分野9 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (3) 多様な生涯学習の充実</p> <p>9-(3)-2 障害のある子どもの<u>文化芸術</u>、スポーツに接する機会の確保 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え、障害のある子どもたちに<u>文化芸術</u>、スポーツに取り組む機会を創出することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができます。 (略)</p>